

現行	改正
<p style="text-align: center;">週休 2 日工事実施要領</p> <p>(略)</p> <p>6. 工事成績評定の加点 別紙 2 による。</p> <p>(略)</p> <p>8. 週休 2 日の評価方法 (別紙 3 参照)</p> <p>(1) 各期間における現場閉所日数 (ただし、8 日以上は 8 日とする。) を平均し対象期間における 4 週あたりの休日確保日数とする。</p> <p>(2) 費用の計上に伴う変更契約等に時間を要することから、工事着手日から現場完成日直前の 1 期間の末日までを対象に評価するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 この要領は、平成 3 1 年 1 月 1 日から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">週休 2 日工事実施要領</p> <p>(略)</p> <p>6. 工事成績評定の加点 和歌山県県土整備部工事成績評定要領による。</p> <p>(略)</p> <p>8. 週休 2 日の評価方法 (別紙 2 参照)</p> <p>(1) 各期間における現場閉所日数 (ただし、8 日以上は 8 日とする。) を平均し対象期間における 4 週あたりの休日確保日数とする。</p> <p>(2) 費用の計上に伴う変更契約等に時間を要することから、工事着手日から現場完成日直前の 1 期間の末日までを対象に評価するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 この要領は、平成 3 1 年 1 月 1 日から適用する。 この要領は、令和元年 6 月 2 0 日から適用する。</p>

別紙1 (略)

別紙2

○工事成績評定の加点方法

工程管理・創意工夫において以下のとおり評価する。

別紙4②工程管理(監督員)

- 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。
- 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している
- 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。
- 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
- 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。
- 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。
- 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。
- 休日の確保を行っている。
- 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。
- その他(理由 **週休2日の取り組みを行い、4週8休以上を確保した。**)

別紙4⑥創意工夫(監督員)

【その他】

- その他(理由 **週休2日の取り組みを行い、4週8休以上を確保した。**)

1点 × 0.4 = 0.4点の加点

別紙5①工程管理(担当課長等)

- 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
- 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
- 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。
- 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
- 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。
- 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。
- その他(理由 **週休2日の取り組みを行い、4週8休以上を確保した。**)

原則「a」評価

別紙1 (略)

(廃止)

○週休2日の確認方法

現場着手日から評価の対象とする。
現場着手日とは、実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量）に着手した日とする。

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	日曜日
10/28	10/29	10/30	10/31	11/1	11/2	11/3	11/4	11/5
11/4	11/5	11/6	11/7	11/8	11/9	11/10	11/11	11/12
11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17	11/18	11/19
11/18	11/19	11/20	11/21	11/22 (祝日)	11/23	11/24	11/25	11/26
11/25	11/26	11/27	11/28	11/29	11/30	12/1	12/2	12/3
12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8	12/9	12/10
12/9	12/10	12/11	12/12	12/13	12/14	12/15	12/16	12/17
12/16	12/17	12/18	12/19	12/20	12/21	12/22	12/23	12/24
12/23	12/24	12/25	12/26	12/27	12/28	12/29	12/30	12/31
1/1	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6	1/7	1/8	1/9
1/9	1/10	1/11	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17
1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25
1/25	1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2
2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	2/10
2/10	2/11	2/12	2/13	2/14	2/15	2/16	2/17	2/18
2/18	2/19	2/20	2/21	2/22	2/23	2/24	2/25	2/26
2/26	2/27	2/28	2/29	2/30	3/1	3/2	3/3	3/4
3/4	3/5	3/6	3/7	3/8	3/9	3/10	3/11	3/12
3/12	3/13	3/14	3/15	3/16	3/17	3/18	3/19	3/20
3/20	3/21	3/22	3/23	3/24	3/25	3/26	3/27	3/28
3/28	3/29	3/30	3/31	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5
4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13
4/13	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21
4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29
4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7
5/7	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15
5/15	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22	5/23
5/23	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29	5/30	5/31
6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9
6/9	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15	6/16	6/17
6/17	6/18	6/19	6/20	6/21	6/22	6/23	6/24	6/25

現場着手日までは対象外

○1期間目 ⇒ 4週7休

○2期間目 ⇒ 4週8休

年末年始6日間は対象外

○3期間目 ⇒ 4週9休
4週8休
(8休以上は8休とする)

○4期間目 ⇒ 4週8休

○5期間目 ⇒ 4週7休

○6期間目 ⇒ 4週5休

○7期間目 ⇒ 4週7休

現場完成日直前の1期間の末日以降は評価対象外

現場完成日直前の1期間の末日までを対象とする。
現場完成日とは、現場での作業（出来形管理のための測量、後片付けは除く）が完了した日とする。

○各休日達成状況の平均を全期間を通じての達成状況とする。
(7+8+8+8+7+5+7) / 7 = 7.14
⇒ 達成状況は4週7日以上4週8休未満とする。

○週休2日の確認方法

現場着手日から評価の対象とする。
現場着手日とは、実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量）に着手した日とする。

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	日曜日
10/28	10/29	10/30	10/31	11/1	11/2	11/3	11/4	11/5
11/4	11/5	11/6	11/7	11/8	11/9	11/10	11/11	11/12
11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17	11/18	11/19
11/18	11/19	11/20	11/21	11/22 (祝日)	11/23	11/24	11/25	11/26
11/25	11/26	11/27	11/28	11/29	11/30	12/1	12/2	12/3
12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8	12/9	12/10
12/9	12/10	12/11	12/12	12/13	12/14	12/15	12/16	12/17
12/16	12/17	12/18	12/19	12/20	12/21	12/22	12/23	12/24
12/23	12/24	12/25	12/26	12/27	12/28	12/29	12/30	12/31
1/1	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6	1/7	1/8	1/9
1/9	1/10	1/11	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17
1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25
1/25	1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2
2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	2/10
2/10	2/11	2/12	2/13	2/14	2/15	2/16	2/17	2/18
2/18	2/19	2/20	2/21	2/22	2/23	2/24	2/25	2/26
2/26	2/27	2/28	2/29	2/30	3/1	3/2	3/3	3/4
3/4	3/5	3/6	3/7	3/8	3/9	3/10	3/11	3/12
3/12	3/13	3/14	3/15	3/16	3/17	3/18	3/19	3/20
3/20	3/21	3/22	3/23	3/24	3/25	3/26	3/27	3/28
3/28	3/29	3/30	3/31	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5
4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13
4/13	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21
4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29
4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7
5/7	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15
5/15	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22	5/23
5/23	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29	5/30	5/31
6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9
6/9	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15	6/16	6/17
6/17	6/18	6/19	6/20	6/21	6/22	6/23	6/24	6/25

現場着手日までは対象外

○1期間目 ⇒ 4週7休

○2期間目 ⇒ 4週8休

年末年始6日間は対象外

○3期間目 ⇒ 4週9休
4週8休
(8休以上は8休とする)

○4期間目 ⇒ 4週8休

○5期間目 ⇒ 4週7休

○6期間目 ⇒ 4週5休

○7期間目 ⇒ 4週7休

現場完成日直前の1期間の末日以降は評価対象外

現場完成日直前の1期間の末日までを対象とする。
現場完成日とは、現場での作業（出来形管理のための測量、後片付けは除く）が完了した日とする。

○各休日達成状況の平均を全期間を通じての達成状況とする。
(7+8+8+8+7+5+7) / 7 = 7.14
⇒ 達成状況は4週7日以上4週8休未満とする。